

警報発令下における対応措置

和歌山県立新宮高等学校(全日制)

1 特別警報または暴風警報・大雨警報・洪水警報（以下警報）のいずれかが発令された場合

(1) 授業

- ア 午前7時の時点で、新宮市に警報が発令されているときは、全校生徒は家庭学習(家庭待機)とする。
- イ 午前7時の時点で、新宮市以外に警報が発令されているときは、該当生徒は家庭学習(家庭待機)とする。ただし、それ以外の生徒は授業を行う。
- ウ 午前10時までに、新宮市で警報が解除されたときは、第4限目より授業を行う。
- エ 登校後、警報が発令された場合は別途指示する。

(2) 考査

- ア 午前7時の時点で、新宮市・東牟婁郡（北山村除く）・田辺市本宮町のいずれかの地域に警報が発令されているときは、全校生徒家庭学習（家庭待機）とする。
- イ その日の考査は、考査最終日の翌授業日に実施する。上記 ア 以外の地域に発令の場合は、考査を実施する。

(3) 以上の措置は全て安全確保を前提として行い、決して危険な行動はとらないこと。

2 地域の状況、交通機関の不通等により、登校不可能な場合

地域の特性により、気象状況、交通機関の不通等で登校不可能の時は、学校に連絡のうえ、家庭学習（家庭待機）とする。

3 津波警報等、地震による警報・注意報の場合

市役所または町村役場による避難勧告・命令等に従い、安全確保に努めること。

4 授業時間の確保

非常変災によって、授業中止の措置をとった場合は、振替授業を行うなどの授業時間確保の処置を講ずるものとする。

平成25年9月2日改訂